第４４６回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年１１月２５日（火）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１６人

１番　井上隆市委員　　２番　江口勘四郎委員　　３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員　　５番　羽島誠一委員　　６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員　　８番　冨田憲一委員　　９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員　１１番　長沼健司委員　　１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員　１４番　後藤敏秀委員　　１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員

出席推進委員　　７人

平吹正見推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委
木村武志推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴　　なし

４　欠席委員
５　議事日程

日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程５　議　第３号　農用地利用集積等促進計画（権利の移転）について
日程６　議　第４号　上山市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程７　報告第１号　農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について
日程８　報告第２号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程９　報告第３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程　　報告第４号　非農地証明書の交付について
10

６　事務局出席職員

事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

７　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、１１月１８日に告示になりました、第４４６回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年１１月１８日、上山市農業委員会告示第１１号により、令和７年１１月２５日、第４４６回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年１１月１８日付け農委第２５１号をもって、第４４６回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４６回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１６人となっております。また、推進委員が７人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、１５番、原田広幸委員、１番、井上隆市委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください３件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は栄町一丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は新丁在住の〇〇氏、自営業です。新丁地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれ

	も可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１２番　松田陽一委員。
松田委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２１日に○○氏に話を聞きました。高齢により畑を耕すことが出来なくなるため、隣地で家庭菜園をしている○○氏に売買を持ち掛けたところ、了承され、畑として作っていくということになり、今回の案件に至りました。何ら問題ないかと思われますが、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は権現堂在住の○○氏、無職、譲受人は権現堂在住の○○氏、農業です。権現堂地内の田１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。４番　上妻一実委員。

上妻委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。２０日に○○氏立ち合いの下、現地を見てきました。減災・防災のため排水溝を作るにあたり、小さくなった土地になります。この土地を○○氏が買い、一つの田んぼにし、来年から耕作するとのことです。綺麗に整備されており、何ら問題ないかと思われますので、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲渡人は藤吾在住の○○氏、会社員、譲受人は藤吾在住の○○氏、農業です。赤坂地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。５番　羽島誠一（はしませいいち）委員。
羽島委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。１１月２２日に○○さんと現地確認しました。以前、○○さんから水田の購入を持ち掛けられ、自宅近くの何カ所かは購入したが、今回の場所は自宅から遠い

	ため保留していたとのことです。今回、○○氏のお父さんが亡くなり、再度申し出があったため、以前に購入した田が産業団地で売れて申し訳ない気持ちもあり購入することになった。果樹苗木育成の畑にするとのことです。とくに問題はございませんのでご審議お願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 １６件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１について説明いたします。借り人は金谷在住の○○氏、貸し人は金生東一丁目在住の○○氏であります。仙石地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号２から６については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２から６は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は相生に事務所を有する〇〇、貸し人は相生在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、三上在住の〇〇氏、〇〇氏であります。三上地内の畑３筆、相生地内の畑７筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２から６については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に

	記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号８から１０については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８から１０については関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は小穴に事務所を有する〇〇、貸し人は小穴在住の〇〇氏、〇〇氏、阿弥陀地在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑３筆、細谷地内の畑１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８から１０については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は長清水二丁目在住の

	○○氏、貸し人は相生在住の○○氏であります。相生地内の畑２筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。
議長	日程５、議第３号、農用地利用集積等促進計画の権利の移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、農用地利用集積等促進計画の権利の移転について説明いたしますので、議案書の６ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 ２件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１及び２は関連がありますので、一括して説明いたします。権利の移転を受ける者は矢来四丁目在住の○○氏、権利の移転をする者は藤吾在住の○○氏であります。赤坂地内の田５筆について、使用貸借による権利又は賃借権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１及び２については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号３について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。権利の移転を受ける者は皆沢在住の○○氏、権利の移転をする者は楢下在住の○○氏、両者は親子であります。楢下地内の田３筆について、賃借権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。
議長	日程６、議第４号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたしますので、別紙の議案書「上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご覧願います。

	農産物の出荷等の作業場、職員用駐車場、トラック待機場等を整備するものであり、用途区分の変更は当該地域の農業の振興に資するものと認められるとするものであります。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。
議長	日程７、報告第１号、農地法第５条の規定による転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は、八日町在住の○○氏、無職、譲受人は八日町在住の○○氏、会社員、○○氏、会社員です。美咲町二丁目地内の畑１筆について、住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は、八日町在住の○○氏、無職、譲受人は長清水一丁目在住の○○氏、教員、○○氏、病院職員です。美咲町二丁目地内の畑１筆について、住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の９ページをお開きください。１２件の届出がございました。 整理番号１から１２については関連がありますので一括して報告いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は山形市在住の○○氏、楢下在住の○○氏、○○氏、○○氏、○○氏、松山二丁目在住の○○氏、借り人は楢下在住の○○氏であります。楢下地内の田２２筆、皆沢地内の田２筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。１１件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１、４、５及び１１については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。４件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は山形市在住の○○氏であり、小白府地内の田４筆について申請があったものです。植林により植栽木が成長し山林化しており、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は小白府在住の○○氏であり、小白府地内の畑１筆について申請があったものです。植林により植栽木が成長し山林化しており、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。申請人は高松在住の○○氏であり、美咲町一丁目地内の田１筆について申請があったものです。昭和５０年に物置を建築し、以後宅地として利用してきたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。申請人は金瓶在住の○○氏であり、狸森地内の田１筆、畑１筆について申請があったものです。昭和４０年頃に田が国道整備に伴う工事残土が土盛りされたことにより農地性を失ったほか、昭和４５年頃より畑の耕作をしなくなり原野化しており、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。田・畑ともに農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後１時５９分）

議事録署名委員

議事録署名委員